農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集します

農地利用最適化推進委員に欠員が生じたため、次のとおり候補者を募集ます。

【 候補者の資格 】

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができ、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴ 南九州市が設置する他の附属機関の委員でない者

⑵ 南九州市の職員でない者

⑶ 過去及び現在において、農業委員会の活動や市政の推進を妨害したことがない者

⑷ 暴力団(南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)でない者

※「農地等の利用の最適化」とは、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進であると規定されています。

【 推薦及び応募の方法 】

推薦又は一般応募により受け付けます。

１　推薦

⑴ 地域からの推薦

農業者等３名以上が連名し、その代表者が推薦するものとします。

⑵ 農業者の団体・組織からの推薦

当該団体又は組織の代表者が推薦するものとします。

２　一般応募

自ら農地利用最適化推進委員の候補者として応募するものとします。

【 提出書類 】

推薦又は応募の区分に応じて、次の書類を提出してください

⑴推薦の場合　　農地利用最適化推進委員推薦書（第1号様式），候補者同意書

⑵一般応募の場合　　農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（第2号様式），候補者同意書

【 申込書類の設置場所及び提出先 】

申込書類は、南九州市農業委員会事務局(本庁舎)及び頴娃・川辺支所の建設農林係に用意しています。
また、南九州市ホームページからダウンロードすることもできます。
必要事項を記入のうえ、下記提出先へ持参又は郵送してください。

提出先：〒897-0392　南九州市知覧町郡17327番地　南九州市農業委員会事務局

【 候補者の情報公表 】

推薦及び募集期間の中間並びに終了後遅滞なく、要綱第７条に規定する事項を、南九州市ホームページで公表します。

【 任　　期 】　委嘱の日から前任者の残任期間まで

【 報 酬 等 】　南九州市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による。

【 募集人員 】　農地利用最適化推進委員：　頴娃地域　　１人

【 応募期間 】　令和８年10月19日（月）から令和８年11月16日（月）まで
（土・日・祝日を除く市役所開庁日の午前８時30分から午後５時15分まで）
※郵送については，当日消印有効

【 選任方法 】

推薦及び応募のあった候補者について、提出された書類等をもとに選考を行い、農業委員会が適当と認める者を農地利用最適化推進委員として委嘱します。

【 主な業務 】

⑴担当区域における農地利用の集積・集約化に向けた活動
⑵遊休農地の発生防止・解消に向けた現地調査及び関係者との調整
⑶新規参入の促進に関する活動
⑷地域計画に関する話し合い活動への参加
⑸必要に応じた農業委員会総会への出席及び意見の陳述
⑹その他農地等の利用の最適化の推進に必要な活動

【 そ の 他 】

農地利用最適化推進委員は、非常勤の特別職の地方公務員です。職務上知り得た情報は在職中及び退任後も守秘義務があります。

【 問い合わせ先 】

〒897-0392　南九州市知覧町郡17327番地
南九州市農業委員会事務局　庶務係
電　話　0993-83-2511
ＦＡＸ　0993-83-4658